

○防衛省告示第九十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が令和三年四月一日次のとおり決定された。

令和三年四月二日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇二〇	金武ブルー・ビーチ	沖縄県国頭郡金武町	国有	土地…約五九〇平方メートル	
	訓練場		民有	土地…約九一〇平方メートル	

令和三年三月三十一日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
------	-----	------	------	----

三〇八三	厚木海軍飛行場	綾瀬市	国有	土地…約一、三〇〇平方メートル
------	---------	-----	----	-----------------

海上自衛隊が通信線管路敷設用地として
共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
------	-----	------	------	----

一〇七〇	釧路駐屯地	北海道釧路郡釧路町	国有	土地…約一、四〇〇平方メートル
------	-------	-----------	----	-----------------

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その
設置期間

陸上自衛隊釧路駐屯地の施設の一部を、
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設
及び区域として提供する。この場合にお
いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を
使用している期間中は、地位協定の関連
ある条項が適用される。

二〇〇六 八戸貯油施設 民有

青森県上北郡おいら
せ町
土地…約八一〇平方メートル
送油管の整備及び点検用地として追加提
供する。

三〇六七 横浜ノース・ドック 国有
横浜市
建物…約一、一〇〇平方メートル

国有
工作物…門等

三二八一 硫黄島通信所

東京都小笠原村

国有

管理棟等として追加提供する。

建物…約二五〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…訓練期間中

海上自衛隊硫黄島航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇二〇 金武ブルー・ビーチ

沖縄県国頭郡金武町

民有

土地…約一、二〇〇平方メートル

訓練場

道路敷地等として追加提供する。

六〇四四 キャンプ瑞慶覧

沖縄県中頭郡北谷町

国有

工作物…下水等

、
北中城村

防災施設として追加提供する。